

施設基準に関するご案内

当院では厚生労働大臣が定める施設基準を満たしている保険医療機関（診療所）として各届出を行い、診療報酬に基づき下記項目の算定及び加算をしております。

◆オンライン診療について

厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って情報通信機器を用いて診療を行った場合に算定いたします。

◆在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料について

在宅での療養を行っている患者（特別養護老人ホーム等で療養を行っている患者は除く。）であって通院が困難なものに対して、計画的な医学管理の下に定期的な訪問診療を行っている場合に、訪問回数及び単一建物診療患者の人数に従い、月1回算定いたします。

◆時間外対応加算1について

標榜する診療時間外に自院で継続的に受診している患者からの電話等による問い合わせに対し、原則として当該診療所において常時対応できる体制を取り、電話等による相談の結果、緊急の対応が必要と判断された場合には、外来診療、往診、他の医療機関との連携又は緊急搬送等の医学的に必要と思われる対応を行います。

このような取り組みから再診時に所定点数に加算いたします。これは時間外のクリニックの体制に関する加算であり、再診料を算定する全ての患者が対象のため日中の診療時間内に受診した際にも算定されます。

◆夜間・早朝加算について

厚生労働大臣が定める施設基準を満たす診療所が、午後6時（土曜日は正午）から午前8時までの間（深夜及び休日を除く）、休日又は深夜であって、当該診療所が表示する診療時間内の時間において診療を行った場合は、「夜間・早朝等加算」として、所定点数に加算いたします。

これに従い当院では火曜日・水曜日の18時以降に受付を行った場合は「夜間・早朝等加算」の対象となります。

◆療養担当手当（寒冷地手当）について

国が定める規則により道内医療機関では11月～4月までの来院時に月1回算定いたします。

◆一般名処方加算について

保険薬局において銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤することで、患者に適切に医薬品を提供するため、処方箋には医薬品の銘柄名ではなく一般名（成分名）を記載する取り組みを実施しております。そのため、一般名（成分名）での処方があった場合は加算対象となります。

ご理解のほどよろしく願いいたします。

医療法人グッドライフグループ

グッドライフクリニック西町南 院長 野呂昇平